### ひまわりアパートメント加入約款

ひまわりネットワーク株式会社(以下「当社」という。)は、放送法、電気通信事業法およびその他の法令(以下「法」という。)の 定めに基づき、放送サービス、インターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。

用語	用 語 の 意 味
電気通信設備	有線テレビジョン放送および、電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して、他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信のF に供すること
3 デジタル放送サービス	当社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ当社が貸与するデジタルホームターミッルを利用し、デジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
電気通信回線	電気通信設備たる回線
6 インターネット接続サービ	当社の提供する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設備される交換設備がびにこれらの仕属設備をいいます。以下同じとし
当社取扱局	電気通信設備を設置し、それにより本サービスを提供する当社の取扱局
当社事業所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
加入者	当社と加入契約を締結している者「建物代表者をいう」
0 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
11 利用者	当社と利用契約を締結している者「入居者をいう」
12 取扱局交換設備	本サービス取扱局に当社が設置する交換設備
12 4×1×/円:×1共1×11×11	
13 引込設備	加入者及び利用者が本サービスを利用する為、デジタル放送サービス施設に接続された引込 点(タップオフまたはクロージャ)から加入者施設に設置された保安器または棟内ノードまでの引込線及び機器
4 宅内設備	加入者及び利用者が本サービスを利用する為、加入者施設の保安器または棟内ノードの出力 端子から受信機までに設置された宅内線、受信機
15 受信機	利用者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
6 契約者回線	加入契約に基づいて、取扱局交換設備と契約の申込者の指定する場所との間に設置される電 通信回線
7 ケーブルモデム	当社契約者回線の終端に位置し、端末設備と第1種本サービスに係る当社の設備との間の信号 変換機能を有する電気通信設備
8 デジタルホームターミナル	当社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター、録画権 能や通信機能などを持ったデジタルホームターミナルもある
19 C-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、I を組み込んだ当社が貸与するカード
20 B-CAS	株式当社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略
11 B-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、 IC を組み込んだ B-CAS が貸与するカード
2 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、電気通信設備の部分の設置の場所が の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内である もの
23 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
4 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
5 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の拒 結点
26 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する 電気通信事業者
27 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 相互接続点 (3) インターネット接続事業者との相互接続点 (4) その他当社が必要により設置する電気通信設備
28 ドメイン名	日本ネットワークインフォメーションセンター (以下「JPNIC」といいます。) によって割当っ られる組織を示す名称
9IPアドレス	インターネットプロトコルとして定められている 32bit のアドレス
0 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び両法に関する法令の規定に基づき課税される消費税。 額並以に地方税法(昭和25年法律第226号)及び両法の規定に基づき課税される地方消費税。 額
11 加入者施設	保安器または棟内ノードの出力端子以降の施設で、当社が貸与した施設以外の施設
	当社取扱局から保安器または棟内ノードまでの施設および当社が貸与した施設
2 当社施設	
33 本施設	当社施設および加入者施設
34 ACAS チップ	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、野行のB-CAS 方式及び4 K放送に対応したチップ

当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、本サービスの需要と供給の見込み等を考慮して本サービス区域(以下 「サービス区域」という。)を設定します。 当社は、サービス区域を表示する図表を当社事業所において閲覧に供します。 長(本サービスの種目)

当社は、サービス区域において本サービスを提供するための当社施設により本サービスを提供するものとします。

ービスの種目は、次のとおりとします。 放送サービス

インターネット接続サービス

当社は、

・マー・イン Prokeが プーとみ、 、やむを得め事情により放送内容等を含む本サービスの内容を変更または中止することがあります。 当該変更又は中止について、当社は、加入者に対して事前に通知するものとし、これにより生じる ものとします。 タルホームターミナル) 当社は、加入者に対して事前に通知するものとし、これにより生じる損害の賠償には応

なお、当該変更又は中止について、当社は、加入者に対して事前に通知するものとし、これにより生じる損害の賠償には応じないものとします。
4条(デジタルホームターミナル)
加入者は、各世帯につきデジルホームターミナルを当社より貸与を受けることができるものとします。
利用者は、前項のデジタルホームターミナルを1台目として2台以上のデジタルホームターミナルの利用を希望する場合、当社の定める利用料金、ならびに工事費を当社に支払うことにより貸与できるものとします。
加入者が、加入契約を解決または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解告または解除した場合、当該デジタルホームターミナルをすみやがに当社に返却するものとします。
加入者が、加入契約を解決または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解告または解除した場合、当該デジタルホームターミナルをすみやがに当社に返却するものとします。
ボジタルホームターミナルの連信機能の利用は、設備・技術的制持等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、利用者な、当時でラシタルホームターミナルの連信機能の利用は、設備・技術的制持等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、11 ませい。その他必要次措置を無償にて対応するものとします。ただし、利用者が放意または過失によりデジタルホームターミナルを破損または紛失した場合には、利用者は、当社のデジタルホームターミナルル販売給保制等分を当社で支払のとします。
また、当社が認める場合を除き、加入者及び利用者だデジタルホームターミナルル販売給保制等分を当社に支払のもとします。
また、当社が認める場合を除き、加入者及び利用者のとします。され、判別者の使用するデジタルホームターミナルと、電信号による適信を行うことができるものとします。
う条BCの基 カードに関する服务していたは、第4人情報の規定を遵守した上で、利用者の使用するデジタルホームターミナルと、電信号による運信を行うことができるものとします。
また、個人情報の変更が生した場合も当社からからはありまたは、の別人情報とは、加入者及び利用者の変な利用者の限なでいては、加入者及び利用者の関係目者は、この25 カードと関する取扱いについては、加入者及び利用者をいる25 カードを対しませまた。
いた、カードに関する取扱いについては、加入者及び利用者が配置するものとします。
利用者が成を又は過失によりでのよう一半を機関とは場合には、利用者はその損害分として、別表の当時情値を含当社に支払うものとします。
加入者が当社より貸与を受けるシーブルモデムを当社より貸与を受けるとが、そだし、利用者が放きまたは過失した場合には、利用者は、当社のケーブルモデムを当社より貸与を受ける場合があります。
加入者が当社より貸与を受けるシーブルモデムを必然を開きないものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者及び利用者はケーブルモデムを受料を申し受ける場合があります。 場合には、利用者は、当社のケーブルモデム販売価格相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者及び利用者はケーブルモデムの交換を請求することができないものとします。 但し、当社が認める場合の交換であっても、交換手敷料を申し受ける場合があります。

加入者が、加入契約体対象に応じて行うケーブルモデムのゲージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
加入者が、加入契約体対象はたは解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、当該ケーブルモデムをナンペッパン当社に返却するものとします。
加入者は、当社が返りまたは解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、当該ケーブルモデム等、名(利用に係る加入名の義務)
加入者は、次のことを守っていただきます。
(1) 当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備と移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の専体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備者しくは自営電気通信設備の授款者とくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
(2) 故意に実験者回線もしくは利用回線を保留したまと放置し、その他の場所の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が加入者に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

- 等を取り付けないこと。 (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した端末設備を介してインターネット接続
- 目は小米市の地計」よび帰いないこめのか、毎日を味い、、目は小米市にかった東区にして場合ない間でカリケービスを第二者が利用できる状態としないこと。 違法に、又は明らかに公庁良俗に反する態様においてインターネット接続サービスを加入しないこと。 電気通信設備、デジタルホームターミナル、CCBカード、ケーブルモデム、ACBチップを普良な管 理し、当社の承諾がある場合を除き、移動、停止、取外し、変更、分解又は損壊をしないこと。
- ップを善良な管理者の注意をもって管

- (7) 本サービスの利用にあたって次の行為(以下「禁止行為」という)を行わないこと。

- サービスの利用にあたって次の行為(以下「禁止行為」という)を行わないこと。 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは自権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名害もしくは信用を収損する行為 猥褻・幼児虐待にあたる文書・図画・映像等の情報を提供する行為 他人になりすまして各種サービスを加入する行為 ウィルス等の有害なコンピュータブログラム等の使用または情報を提供する行為 売先が不時定または受信権の素諾を得かい吃売・宣伝、動勝等の電子メールを、一方的に送信する行為 本サービスにより加入しうる情報を改ざんまたは消去する行為 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつくおぞれのある行為 法令または各地方自治体が制定する条例に違反する行為又は違反するおそれのある行為 結合号のいずれかに該当する行為としている他人の情報提供または助長する行為 その他、当社が不適切と判断する行為 当出から貸与されているデジタルホームターミナル及びケーブルモデムを、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡する行為 当出から貸与されているデジタルホームターミナル及びケーブルモデムを、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡する行為 14. ✍ 加入者が直接又は間接を問わず、デジタルホームターミナル及びケーブルモデムの本体及びコンピュータープログラム
- 15. 15. 加入者が直接文は間接を問わず、デジタルホームターミナル及びケーブルモデムの本体及びコンピュータープログラムにつき、複製、改造、変速、解析などを行う行為 につき、複製、改造、変速、解析などを行う行為 16. 加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること又はその複製物等を頒布する行為 加入者が1項の禁止行為を行った場合、その責任は当該加入者に帰属し、当社では一切の責任を負わないものとします。 加入者が放産または過失により1項の禁止行為を行い、当社サービスの停止もしくは著しい支険を与えた場合、当該加入者 は、当社が接った損害を開催しなければなりません。 加入者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期目までにその補充、修繕 その他の工事家に必要な費用と支払のていただきます。 当社は、加入者が違反したと認めた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナル及びケーブルモデムの返費請求が出 まるものと1ます。の場合、加入者は当社からの万需達事は目り起じ。10日以内に万両は子級路を今し、本生、尚、当社

- 来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、当社 は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過してデジタルホームターミナル及びケーブルモデ ムの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。
- 本の返却のない物では、これらいれば由自戦を請求山本のもいてします。 当社は、加入者が加入契約書た記載した、また利用者が利用も改善に記載した以外の場所でデジタルホームターミナル及び ケーブルモデムを接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。また、当社は、加入者又は利用者が 違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。 (※例本力地产の数4)

### 第8条 (自営端末設備の接続)

第8条 (自営端末設備の接続に係りた別利用性産相当総を請求できるものとします。

第8条 (自営端末設備の接続により、この上別利用性産相当総を請求できるものとします。
加入者は、その契約者回線の技術基準に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき 総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当 社所定の書面により請求をしていただきます。
2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
(1) その接続が別ま1の技術基準に適合しないとき。
(2) その接続が別ま1の技術基準に適合しないとき。
3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別 表1の技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
4 前項を積を受ける場合、当性の規模は、所定の部別書を提示します。
4 の2 加入者は、工事担任者規則(昭和60年職政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている 者に自定端末設備の接続に係るご事を行わせ、又は実地に整合となければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
5 加入者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
第9条 (自営端末設備に異常がある場合等の検査) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

常端末設備に異常がある場合等の検査)
当社は、契約者の縁に接続されている日き端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が別表 1 の技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。 第 1 項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。 第 1 項の検査を行うた結果、自営端末設備が別表 1 の技術基準に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備を契約者の線から取りはずしていただきます。

第五級衛を契約者回線から取りはすしていただきます。 第10条 (当社の電気通信回線の接触) 加入者は、その契約者回線の接端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社が提供 する電気通信サービスに係る電気通信回線のを総数の請請をすることができます。この場合次に揚げる事項について記載し た当社所定の書面を当社事業局に提出していただきます。 (1) その接続に係る電気通信回線の名称 (2) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称 (3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称 (4) その4その移跡の対象を特定するための事項

- その他その接続の請求の内容を特定するための事項 第11条(自営電気通信設備の接続)

- (4) その他その接続の請求の内容を存在するための争項
  第11条 (自営電気通信設備の接触)
  加入者は、その契約者回線の共爆において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続
  力るときは、当社所定の書面により、請求をしていただきます。
  2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  (1) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき。
  (2) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき。
  3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項の規定に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準に適合うなどうかの検査を行います。
  4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  4 4の2 加入者は、工事担任者規則(昭和60年職政省今第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
  5 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取扱います。
  6 加入者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
  第12条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)
  当社は、契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については第9条 (自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については第9条 (自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については第9条 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

ある場合の検査については第9条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に単じて取り扱います。 新13条(他性回線の接続) 加入者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社以外の 電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下・他社回線)といいます。)との接続の請求をすることができます。この場合 次に揚げる事項について記載した当社所定の書面を当社事業局に提出していただきます。 (2) その接続を行う場所 (3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称 (4) その他その終終の前まなの容なを始定するための事項

- その他その接続の請求の内容を特定するための事項 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られなかった場合を除き、その請求 を承諾します。

## 第14条 (加入者施設の維持管理)

加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営電気通信設備および自営端末設備を善良な管理者の注意を持って取扱 い、加入者施設について維持管理責任を負うものとします。

- 加入者は、当社の電気地信成幅に接続されている日常電気地信成幅はおよび目宮端末収備を参良な管理者の注意を持って取放 い、加入者施設について維持管理機だを負うものとします。 当社は、加入者放び利用者からの本施設に関する展常の通知を受けた場合、加入者施設の調査および修復の対応を行うもの とします。なお、調査および修復に係る出業の、作業研整数まはび機器材料度(以下「技術費」という。1、無度とします。 次の各号の場合には、前項の定めに関わらず技術費が有償となるか、または当社として対応ができない事があることを加入 者は事前に承諾するものとします。 (1) 増改策などにより加入者施設に変更があった場合 (2) 原因となった箇所が保安器または棟内ノード出力端子以降の CATV 増幅器及び分岐・分配器を除く各テレビ端子までの修 後

- 利用者のテレビ、パソコン等に起因する異常の場合
- り、利力和センテレン、インコン等に定因する実命と%の1)。加入者及び利用者または第三者の故意または過失による障害 付加機能にて提供するメールアカウントには、弊社が実施するメンテナンス情報他、弊社からのお知らせを送信させていた
- 第15条 (利用の中止)

- 条 (利用の停止) 替社は、加入者及び利用者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。 (1) 料金その他の債務について、支払い期日を超過してもなお支払わないとき。 (2) 第7条 (利用に係る加入者の義務) の規定に違反したとき。 (3) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に加入する者の加入に対し重大な支障を与える態様において加入したとき

- (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者の電気通信回線等を当社の承諾を得ずに接続
- したとき。 (6) 第9条、(自営端末設備に異常がある場合等の検査) 若しくは第12条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査) 若し くは事業法または事業法施行規則の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、別表1の 技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止
- 新日からなが、こからのため、 与えもしくは与える恐れのある行為を行ったとき。 当社は、前項の規定によりボサービスの利用の停止するときは、あらかじめ理由、利用の停止をする日及び期間を加入者、 及び利用者に適知します。ただし、加入者及び利用者が解す。条禁止行為を行った場合または当社が該当すると判断した場合 は、加入者及び利用者に通知せずに利用停止または情報の削除等の措置をとる場合があります。
- ビスの終了) 社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部または全部を終了する場合がありま す。その場合は、終了の6ヶ月前までに加入者に通知いたします。 第18条 (通信の条件)

契約者回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。

利用回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。

### 第19条 (通信利用の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信 若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信及び公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り 扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を制限する措置を採ることがあります。

promote the promote and the transfer of the tr	0 ) C   4   D   1   0   1   0	シをはつ 1971 と同な 7 ショ 医とかっこ
機	関	名
気象機関		
水防機関		
肖防機関		
災害救助機関		
警察機関(海上保安庁の機関を含みます)		
防衛機関		
輸送の確保に直接関係がある機関		
角信の確保に直接関係がある機関		
電力の供給の確保に直接関係がある機関		
ガスの供給の確保に直接関係がある機関		
水道の供給の確保に直接関係がある機関		
<b>ソスター 要挙管理機関</b>		
新聞社の機関		
放送事業者の機関		
通信社の機関		
国又は地方公共団体の機関		
通信が著しくふくそうしたとき又はその過	値信が発信者によりあらかじめる	設定された数を超える交換設備を経由

- 通信が着しくふくそうしたどを又はての即指が使用者によりのつかしいMKにこれにあるとなれ、通信が相手先に着信しないととがあります。 当社は、インターネット上の児童ボルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ボルノ アドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ボルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に 「パンロムはよれませ」
- コロには、即項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係・ 置く場合があります。 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ボルノに係・ を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。 第20条 (故障)

ゥッ。 の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密

加入者は、本サービスが利用できなくなったときには、当社に点検の請求をするものとします

加入有は、ネツーとハか利用できないなかにことには、ヨロに、機関の請求をうるものとしまう。 直検の結果、電気通信設備、デジタルホームターミナル、C-CAS カード、ケーブルモデム、ACAS チップに紋障がある場合には、 当社が当社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備及び受信機に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要 する費用は加入者の負担となります。 2 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「B-CAS カード使

- 用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなされます。 前項の規定にかかわらず、加入者の意义は過失により、電気通信設備、引込設備、デジタルホームターミナル、C-CAS カード、ケーブルモデムが減失、破損した場合には、その設備の影響に関する費用は加入者の負担となります。

## 第21条(利用料金)

社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ 前までに加入者に通知いたします。 料金等の支払い)

/ 所えてに加入日に通べた日に通べたしよう。 (料金等の支払い) 加入者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関において支払っていただき

ヵヶ。 加入者は、サービスの料金を、当社に承諾を得た上で、第三者に支払っていただくことができます。

### 第23条 (割増金)

、いるエン 加入者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加 算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っ ていただきます。

### 第24条 (消費税相当額の加算)

※ (計算校代目:銀砂加算) 会社は、料金の加算して計算します。 ただし、経常金 に相当するものは、消費税相当額を加算しません。 2 別表に認能してありまず税款額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

2 別表に記載してあります税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。 第25条(端数処理) 会社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。 第26条(契約終了時の処理) 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム、C-CASカード 及び「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づき B-CASカードを撤去するものとし、撤去に伴い加入者又は利用者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者又は利用者が負担するものとします。また、引込設備、 デジタルホームターミナル、ケーブルモデム、C-CASカード、B-CASカードの撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者 は利用者の負担となります。

- [14刊用者の異想となります。 加入者は、解約又は解除により利用契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金、その他の債務を加入契約の終了の日 に支払うものとします。 当社は、解約又は解除により利用契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとします。

### 第 27 冬(修理▽け復旧の順位

当社は、当社の電気通信設備が故障または減失した場合で、かつその一部または全部の修理および復旧をすることができない場合は、電気通信事業法施工規則第55条及び第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、

該規定に従 順	位	MODITION CHECK	修	理	X	Ιİ	復	IB.	+	3	雷	気	通	信	設	備	_
1		気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害教助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 耐力機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 適信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 適力の維急の確保、直接関係のある機関に設置されるもの 電力の推合の確保、直接関係のある機関に設置されるもの															
2		地力の映画で映画体に返版的でから現代に変更されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 速管空機機に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 国対と無対象を指列を無機関に設置されるもの 国文は地方と批明体の機関に設置されるもの 国文は地方と批明体の機関に設置されるもの 国文は地方と批明体の機関に設置されるもの 国文は地方と批明体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます)															
3		第1位順位	7.及び	第2位	立順化	に該	当し	ないも	<sub>0</sub> の								

# 第28条 (修理又は復旧の場合の暫定措置)

(18) 注入は後にいぐめこいとに目的と 当社は、当社の設備した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は減失した契約者回線について、暫定的にその 契約者回線を収容するインターネット接続サービス取扱局を変更することがあります。

# 第29条(免責)

元員) 当社は、天災事変、放送衛星・通信衛星の機能停止および不可抗力等、当社の責めに帰すことのできない事由により本サービ

当社は、天災事変、放送衛星・通信衛星の機能停止および不可抗力等、当社の責めに帰すことのできない事由により本サービスが利用できなかったことに対して、その責任を負わないものとします。
加入者がホケービスまたはオサービスを介して他のサービスを利用することにより、第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、加入者は、当事者間でこれを解消し、当社に一切の迷惑を反ぼさないものとします。ただし、加入者がホサービスの利用に関して当社の放意または重大が過失により損害を被った場合についてはこの限りではありません。
3 当社は、当社の機体する電気通信設備以外の機能については一切の保証は行いません。
3 当社は、当社の機体する電気通信設備以外の機能については一切の保証は行いません。
4 当社は、この約款等の変更により、自営権法裁値以よ日営電気通信店機の改造又は変更(以下この条とおいて「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づき当社が定めるホサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営施法裁値または自営電気通信設備の設金を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部がに限り負担します。
当社は、当社の機器にいて、登録機能であれた情報、文章等が、当社の機器の所定の記憶容量を超過した場合、加入者及び利用者に事前に通知なく当該情報、文章を削除することがあります。この場合当社は削除したこと、または前除しなかったことにより加入者及び利用者が通知の容をと加入者及び利用者が通知の容をと加入者及び利用者が通知の容をと加入者及び利用者が通知の容をと加入者及び利用者が通知の容をと加入者及び利用者が通知の容をと加入者及び利用者が通知の容をと加入者及び利用者が通知の容をと加入者及び利用者が通知の容をと加入者をといるのと、

第30条(機密保持) 加入者及び利用者及び当社は、契約の履行、および本サービスの提供に関し知り得た契約者及び当社の機密を第三者に漏らして

当社は、加入者の個人情報を「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いついて」に基づいて適正に取扱うものとし 2 当社は、加入者の個人情報を利用目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示または提供しな

第33条 (加入者、および利用者からの電気の提供) 第43条 (加入者、および利用者からの電気の提供) 当社が加入契約に基づき設置する本サービスに必要な電気は、加入者、および利用者から提供していただきます。また当社が 加入契約に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は加入者、および利用者に提供していただきます。 第34条 (承諾の限界)

当社は、加入者及び利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守す ることが著しく困難である等当社の業務上支障がある時は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請 求した加入者及び利用者に通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。 (書面交付)

第 35 条 会社は、放送法第147条第1項の有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1

云はは、放送四年141 米第1 1940年代放送が保持が建設によりる実践が成立してされ、定確なく、放送四年161 米の2 第1 項の書面(以下 契約書面)といいます)を作成し、加入者に交付するものとします。 加入者の承諾があるときは、会社は、契約書面の交付に代えて、放送法第150 条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を加入者に提供することができるものとします。

### (事而解除)

77 加入者は、契約書面を受領した日(有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日)か ら起算して8日を経過するまでの間、書面により有料放送の役務の提供契約を解除することができます(以下「書面解除」と いいます)。ただし、法人契約等放送法で定める場合にこの限りではありません。 初期契約解除の効力は前項の書面を発した時に生じます。

- 初期契約解除の効力は前項の書面を発した時に生じます。 第1項の書面には、契約書面を受領した日(有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日)、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、会社まで提出いただきます。郵送で行う場合は書館郵便にて送付していただきます。郵送でなる。当該書面を会社が受理したときに書面解除の効力が生じます。 なお、当該書館郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面を会社が受理したときに書面解除の効力が生じます。 なお、当該書館郵便に付された前日のが第1項の期間を超過している場合、会社は該当書加を受理しません。 加入者は、書面解除をしたことにより、以下の料金等を除き、損害賠償者しくは違約金その他金銭等を会社より請求されるこ
- とはありません。 ) 書面解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。

- 3 番面解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。 事務手数料、3,000 円(税込 3,300 円) 即に工事が実施された場合の引込線工事費 5,000 円 (税込 5,500 円) 加入者が有料放送の役務の提供契約に付き書面解除を行った場合、当該契約に関して会社が受領している金銭等については、 前項の利用料金等を控除した残金を加入者に返還するものとします。 会社が審面解除制度について、加入者に対して事実と異なることを行げたことにより、加入者が告げられた内容を事実であると誤認し番面解除も利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した 書面を加入者が受領した日から起撃して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。 っの場合の数をかの外準度については、書面配針解と呼ば降し、ます。 の場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします

### サイバー攻撃への対処)

(サイバー攻撃への対処) 第35条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。)に基づき国立研究開発 法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為 (機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8 条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係る電気通信の逆信先の電気通信を開に関して、機構が行う、 送信型対電気通信配像はサイバー攻撃 体棄法第11条の402号 17項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)のお それへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずる おそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレ ス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起 を行うことがあります。

列衣 1	日呂瑞木政備又は日呂竜丸連目政備が適合すべき技術基準					
	区別	技術基準				
	本サービス	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令 31 号)で定める 技術基準				

### インターネット接続事業者 別表2

株式会社コミュニラ

# 別表3 本サービスにおける基本的かお衞車電

マゴ	本サービ人における基本的な技術事項					
	項目	規格				
		IEEE802.3 10BASE-T 準拠				
		IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠				
	相互接続回路	IEEE802.11b 準拠				
		IEEE802.11g 準拠				
		IEEE802.11n 準拠				

### 技術参考資料の項目 別表4

- 自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
- (1) 物理的条件
- 重気的条件

### 附則

- この約款は、2020年6月30日より施行します。
- この約款は、2020年11月1日より施行します。 この約款は、2021年1月29日より施行します。

### 料金表

- (料金表の適用)
  ホサービスのコース及び付加機能の内容並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は当社が
  別に定めるところにより適用します。
  (料金等の変更)
  当社は、ホサービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。
  (料金等の鑑時減免)
  当社は、発きが発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の当社事業所に掲示する等の方法により、その旨を関 知します。 (1)施設利用料

サービスプラン	施設利用料	サービス内容
ひまわりアパートメント TV(セレクトL)&NETプラン	4,000円/世帯 (税込 4,400円/世帯)	「セレクトLコース」「アバートステップアップブラ ン」を各 1台無料、「レギュラーコース」「刷スポコー ス」「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」 「アパートプレミアムプラン」をオプションでお申込 みが可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデ ムの取付調整費各 1 台無料。
ひまわりアパートメント TV(セレクト)&NET プラン	3,600 円/世帯 (税込 3,960 円/世帯)	「セレクトコース」「アパートステップアッププラン」 を各1台無料、「レギュラーコース」「劇スポコース」 「ハッピーコース」「アパートスタンダードプラン」「ア パートプレミアムプラン」をオプションでお申込みが 可能。デジタルホームターミナル、ケーブルモデムの 取付調整要後1台無料。
ひまわりアパートメント TV&NET プラン	3,000円/世帯 (税込3,300円/世帯)	「コミュニティコース」「アバートステップアップブラ ン」を各 1 台無料、「ライトコース」「レギュラーコー ス」「劇スポコース」「ハッピーコース」「アバートスタ ンダードプラン」「アバートプレミアムプラン」をオプ ションでお申込みが可能。デジタルホームターミナル、 ケーブルモデムの取付調整費各 1 台無料。
ひまわりアパートメント NET プラン	2,500円/世帯 (税込 2,750円/世帯)	「アパートステップアップブラン」を1台無料、「アパートスタンダードプラン」「アパートプレミアムプラン」 レン」をオプションで申し込み可能。ケーブルモデムの 取り付け調整費1台無料。
ひまわりアパートメント TV プラン	1,500円/世帯 (税込 1,650円/世帯)	「コミュニティコース」を1台無料、「ライトコース」 「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコー ス」をオプションで申込みが可能、デジタルホームタ ーミナルの取り付け調整費1台無料。
ひまわりアパートメント チョイスプラン	1,650円/世帯 (税込 1,815円/世帯)	「コミュニティコース」もしくは「アバートスタートプラン」を 1 台無料、「ライトコース」「レギュラーコース」「劇スポコース」「ハッピーコース」、「アバートステップアップブラン」「アバートスタンダードプレース」、「アバートステップアップブラン」「アバートプレースタンダードラン」で申込みが可能、デジタルボームターミナルの取り付け調整費とちらか1 台初回お申込み時のみ無料、利用者はデジタル放送サービスもしくはインターネット接続サービスを選択後、6ヶ月間はサービスの変更はできません。
ひまわりアパートメント Wi-Fi プラン	1,750円/世帯 (税込 1,925円/世帯)	「アパートプレミアムプラン」を1台無料。ケーブル モデムの取り付け調整費1台無料。

(2) 放送サービスの利用料金

①デジタル放送サービス月額基本利用料金

〈TV&NET(セレクトL)プラン〉

セレクトL 0円 デジタルホームター 「ハッピー」のいずれかのお申込みが必要。 デジタルホームターミナルの増設は、「レギュラー」「劇ス (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)

 ライト 643 円 (税込 707 円)
 (上記料金にはデジタルホームター: ※上配デジタルベーシックチャンネルは 2013 ーミナル1台の機器使用料を含みま

- 3) レギュラー 943 円 (税込 1,037円) 2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
- 割スポ 943 円(税込 1,037 円) 2 台目以降 500 円/台(税込 550 円)(上記料金にはデジタルホームターミナル1 台の機器使用料を含みます)
- 5) ハッピー 1,743円 (税込 1,917円) 2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
- 6) レギュラー+4Kスポーツ 1,543円(税込 1,697円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用 (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4 K放送対応STB利用料金は含まれません)
- 7)劇スポ+4Kスポーツ 1,543円(税込 1,697円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応STB利用料金は含まれません)
- ・ピー+4 Kスポーツ 2,343 円(税込 2,577 円) 料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使 (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応STB利用料金は含まれません)

〈TV&NET(セレクト)プラン〉 1) セレクト 0円 デジタルホームターミナルの増設は、「レギュラー」「劇スポ」 ハないでレントリングング ) セレクト 0円 デジタルホームターミナルの増設は、「レギュラー 「ハッピー」のいずれかのお申込みが必要。 (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)

) ライト 1,043円(税込 1,147円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) ※上配デジタルペーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しました

- 3) レギュラー 1,343 円 (税込 1,477 円) 2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)
- 4) 劇スポ 1,343 円 (税込 1,477 円) 2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1 台の機器使用料を含みます)
- 5) ハッピー 2,143 円(税込 2,357円)2台目以降500円/台(税込550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
- 6) レギュラー+4 Kスポーツ 1,943 円 (税込 2,137 円) (上記料金にはデジタルホーム ミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4 K放送対応STB利用料金は含まれません)
- 劇スポ+4Kスポーツ 1,943円 (税込 2,137円) L記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4
- K放送対応STB利用料金は含まれません) +4 Kスポーツ 2,743 円 (税込 3,017 円)

(上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。なお、新 4 K 放送対応 S T B 利用料金は含まれません) 〈TV&NET プラン、TV プラン〉

1) コミュニティ 0円 2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料金を含みます)

- ) ライト 1,643 円(税込 1,807 円)2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1 台の機器使用料を含みます) ※上配デジタルペーシックチャンネルは 2013 年 11 月末日を以って新規受付を終了しました。
- 3) レギュラー 1,943 円 (税込 2,137 円) 2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
- 4) 劇スポ 1,943 円 (税込 2,137 円) 2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)
- 2,743 円 (税込 3,017円) 2 台目以降 500 円/台(税込 550円)

(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)

6) レギュラー+4Kスポーツ 2,543円(税込2,797円)(上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4 K放送対応STB利用料金は含まれません)

7) 劇スポ+4Kスポーツ 2,543円(税込2,797円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応STB利用料金は含まれません)

8) ハッピー+ 4 Kスポーツ 3,343 円 (税込 3,677 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。なお、新 4 K 放送対応 S T B 利用料金は含まれません)

〈チョイスプラン(TV チョイス)〉

2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) 

ライト 1,493 円 (税込 1,642 円) 上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みまで 上記デジタルペーシックチャンネルは2013年11月末日を以って新規受付を終了しま

- お レギュラー 1,793円(税込 1,972円)2台目以降500円/台(税込 550円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)
- 4) 劇スポ 1,793 円 (税込 1,972 円) 2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)
- 5) ハッピー 2,593 円 (税込 2,852 円) 2 台目以降 500 円/台(税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)
- 6) レギュラー+4 Kスポーツ 2,393 円 (税込 2,632 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新 4 K放送対応STB利用料金は含まれません)
- 7) 劇スポ+4Kスポーツ 2,393円(税込 2,632円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応STB利用料金は含まれません)
- 8) ハッピー+ 4 Kスポーツ 3,193 円 (税込 3,512 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。なお、新 4 K 放送対応S T B 利用料金は含まれません)

②デジタルホームターミナル2台目以降追加月額利用料金 デジタルホームター:ナル1台につき 500円(税込 550円)

③楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)

④ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームター ナル 1 台につき 2,000 円 (税込

⑤新4 K放送対応STB月額利用料金、ケーブルプラスSTB2 利用料金 デジタルホームターシカv1 台につき 400 円(税込 440 円)

⑥新4K放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき1,300円(税込1,430

⑦外付けハードディスク 外付けハードディスク 1 台につき 900 円 (税込 990 円) ※別途ケーブルブラス STB2 のご契約が必要です。

9) J sports 1, 2, 3, 4 HD

⑧デジタルペイチャンネル月額利用料金1)スターチャンネル 1 スターチャンネル 2 スターチャンネル 3 デジタルホームターミナル1台につき 2,300円(税込2,530円)

デジタルホームターミナル1台につき 1,200円(税込1,320円)

3)衛星劇場 HD 1,800円 (税込 1,980円) デジタルホームターミナル1台につき 1,500円(税込1,650円) 4)東映チャンネル HD

デジタルホームターミナル1台につき 5) フジテレビONE フジテレビTWO 1,000円(税込 1,100円) ※ 上記デジタルペイチャンネルは 2010 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。

6) フジテレビ ONE スポータ・パラエティ フジテレビ TWO ドラマ・アニメ フジテレビ NEXT ライプ・プレミアム デジタルホームターミナル1台につき 1,500円 (税込 1,650円)

7) レジャーチャンネル 900円 (税込 990円)

デジタルホームターナル1台につき 8) SPEED チャンネル 900円 (税込 990円)

2,286円(税込2,514円)

デップタルホームターミナル1台につき 10) J sports 4 HD 1,300円 (税込 1,430円)

デジタルホームター:ナル1台につき 600円(税込 660円) 11) テレ朝チャンネル 1 ト゜ラマ・ハ゜ラエティ・アニメ

12) V☆パラダイス 700円 (税込 770円)

13) V ☆パラダイス HD デ<sup>\*</sup> シ <sup>\*</sup> タルホームター ` †カ 1 台につき 900 円 (税込 990 円) ※上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、AGS 対応セットトップボックス (新 4 K 放送対応S T B 及び

新4K放送対応楽録)のご利用が別途必要です。

14) パラダイステレビ 2,000円 (税込 2,200円)

デジタルホームター ナカル 1 台につき 2,300 円(税込 2,530 円) 15) レインボーチャンネル

デジタルホームター ミナル 1 台につき 2,690 円(税込 2,959 円) 16) パラダイス+レインボー

デックルホームター けか 1 台につき 2,500 円 (税込 2,750 円)

18) 日本映画専門チャンネル HD デジタルホームター けル 1 台につき 700円 (税込 770円) 19) アニマックス HD デッジ タルホームターミナル 1 台につき

739 円 (税込 812 円) 20) フジテレビ NEXT ライプ・プレミアム

21) 時代劇専門チャンネル HD

700円 (税込 770円) デッジタルホームターミナル 1 台につき 22)ディズニーチャンネル HD ディズニージュニア

デジタルホームターミナル1台につき

791円 (税込 870円)

2,300円 (税込 2,530円) 24) 日テレジータス HD デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円(税込 990 円) 25) 日経 CNBC デジタルホームター ナル 1 台につき 900 円(税込 990 円) 26) タカラゾカ・スカイ・ステージ デンがな-は9-1か1 台につき 2,700 円(税込 2,970 円) ※上記デジタル・イチャンネルのご開題には、ACA 対応セットトップボックス(前4k放送対応STB及び 新4k板送対応条線)のご利用が過去を乗ぐす。 27) AT-X デックルトール・ドック 1 日につき 1,800 円 (税込 1,980 円) ※上記デジタル・イチャンネルのご問題には、ACAS 対応セットトップボックス(新 4 K 放送対応 S T B 及び 新 4 K 放送対応 条録)のご利用が別途を要です。 ⑤IP-VOD 利用料金 1)月額基本料金 ②IF-Y0U 利用料金 デジ 94x-4x-1½1 台につき 1) 月額基本料金 デジ 94x-4x-1½1 台につき 239 円(脱込 262 円) 2) ビデオコンテンツ視聴料金 ビデカンデツ毎に料金設定あり

(3) インターネット接続サービス利用料 / マツータールロテイーナーレク、ト、ドトブラン、 アU。タートデイナーレクト) ブラン、TV。タートET ブラン、NET ブラン

3	IV&NEI(TV) FL)/7/2, IV&NEI(TV)	ノフン	
	コース名	単位	料金額(月額)
	アパートプレミアムプラン	1回線ごとに	2,072円(税込2,279円)
	(200Mbps)		メールアカウント標準提供数 11
			個
	アパートスタンダードプラン	1回線ごとに	929円 (税込 1,021円)
	(110Mbps)		メールアカウント標準提供数 6個
	アパートステップアッププラン	1回線ごとに	0円
	(33Mbps)		メールアカウント標準提供数 1個

### 〈チョイスプラン(NET チョイス)〉

コース名	単位	料金額(月額)
アパートプレミアムプラン(200Mbps)	1回線ごとに	2,922円(税込3,214円)
		メールアカウント標準提供数 11 個
アパートスタンダードプラン	1回線ごとに	1,779円(税込 1,956円)
(110Mbps)		メールアカウント標準提供数 6個
アパートステップアッププラン	1回線ごとに	850円 (税込 935円)
(33Mbps)		メールアカウント標準提供数 1個
アパートスタートプラン	1回線ごとに	0円
(10Mbps)		メールアカウント標準提供数 1個

### <Wi-Fi プラン>

コース名	単位	料金額(月額)
アパートプレミアムプラン(200Mbps)	1回線ごとに	0 円
		メールアカウント標準提供数 11 個

付加機能	中安
区分	内容
メールアカウント追加サービス	利用者がコース毎の標準提供数を超えるメールアカウントを希望する場合に適用 します。
グローバルDHC Pサービス	当社のDHCPサーバーより動的に配布するグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
固定グローバル I Pサービス	当社があらかじめ指定したグローバル IPアドレスにより、インターネット接続サ ービスを利用する場合に適用します。
コンテンツフィルターサービス	有害なホームページの閲覧を制限する機能を持ったアプリケーションを利用者の パソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用し ます。
ウイルスチェック・迷惑メール対策 サービス	電子メールに添付されるウイルスの駆除・迷惑な電子メールを制限する機能を利用 する場合に適用します。
セキュリティソフト (Aitainet ウイルスバスター 月額版サービス)	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持 ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続 サービスを利用する場合に適用します。
ヤキュリティソフト (マカフィー® セキュリティ サービス)	ウイルス駅除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続 サービスを利用する場合に適用します。
LAN 接続サービス	9 ーしんを利用する場合に適用します。 当社があらかじめ指定したグローバル IP アドレス群により、インターネット接続 サービスを利用する場合に適用します。
Aitainet ドメインサービスM	利用者があらかしむ指定した仮想ドメイン名(あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。)に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
Aitainet ドメインサービスW/M	利用者があらかじめ指定した仮想ドメイン名(あらかじめ利用者が再作するドメイ ン名をいいます。以下同じとします)により、情報ページを使用して当社に設置 する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。また、仮想ド メイン名に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報 の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
マネージドVPNサービス	当社のVPNサービスエリア内において、契約者が指定する拠点間をVPN 接続する場合に適用します。
メッシュ Wi-Fi サービス	網目状に張り巡らされたWi-Fi ネットワークを構築する宅内Wi-Fi サービスを適用します。
Hulu サービス	定額制動画配信サービス「Hulu サービス」を適用します。 ※別途日ホールディングス社の定める利用規約 (以下「HIホールディングス社規 約」といいます。)への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インター ネット接続サービスと異なります。
Netflix サービス	定額削動画配信サービス「Netflix サービス」を適用します。 ※別途 Netflix 株式会社の定める利用規約(以下「Netflix 社規約」といいます。) へ同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービ スと異なります。
DAZN サービス	定額制動画配信サービス「DAZN サービス」を適用します。 ※DAZN Limited 社の定める利用規約(以下「DAZN 社規約」といいます。)への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。

## (5)付加機能使用料

種類	単位	料金額(月額)
	コース毎の標準提供数まで	基本利用料に含む
メールアカウント追加サービス料金	コース毎の標準提供数を超え 1のメールアカウント毎に (標準と併せ最大50のメールアカウント)	500円(税込 550円)
グローバルDHCPサービス料金 *アパートプレミアムプランには含ま れています	1の契約者回線毎に (付与数 1IP)	500円(税込 550円)
固定グローバル I Pサービス	1の固定グローバルIPアドレス毎に	3,500円 (税込 3,850円)
コンテンツフィルターサービス	1 の契約毎に	300円 (税込 330円)
ウイルスチェック・迷惑メール対策サ ービス	1のメールアカウント毎に	基本利用料に含む
セキュリティソフト (Aitainetウイルスバスター 月額版サービス)	1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	419円(税込 460円)
セキュリティソフト (マカフィー® セキュリティ サービス)	1の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	350円(税込 385円)
LAN接続サービス	1の契約者回線毎に	26,000円 (税込 28,600円)
Aitainet ドメインサービスM	10のメールアカウント及び100MBまで	1,500円 (税込 1,650円)
AitainetドメインサービスW/M	情報ページの公開 及び 10のメールアカウント併せて200MBまで	2,000円 (税込 2,200円)
Aitainetドメインサービス 共通	10のメールアカウントを超え 10のメールアカウント毎に (最大100のメールアカウント)	1,500円(税込 1,650円)
	基本容量を超え100MB毎に(最大5GB)	1,000円 (税込 1,100円)

	共用SSLオプション	510円 (税込 561円)
マネージドVPNサービス	1のVPN装置台数毎に	1,400円 (税込 1,540円)
メッシュWi-Fiサービス	1の契約毎に (機器 (Pod) は標準2台セット)	900円 (税込 990円)
メッシュWi-Fiサービス機器(Pod) 追加	1の機器毎に	500円(税込 550円) ※メッシュWi-Fiサービスの加入が必要 です。
Huluサービス	1の契約毎に	933円 (税込 1,026円)
	1の契約毎に	800円 (税込 880円)
Netflixサービス スタンダードプラ ン	1の契約毎に	1,200円 (税込 1,320円)
Netflixサービス プレミアムプラン	1の契約毎に	1,800円 (税込 1,980円)
DAZNサービス	1の契約毎に	1,750円(税込 1,925円)

## (6) 貸与機器価格相当分

デジタル ホームターミナ ル	① 録画機能を持たないデジタルホームターミナル 24、00 円/台 (税込 26、400 円 /台) ② 録画機能付きデジタルホームターミナル 48、000 円/台 (税込 52、800 円 /台) ③ 再生機能及び戦闘と 79、200 円 /台) ① 東重機能及び戦闘と 79、200 円 /台) ① 録画機能を持たない新 4 K 放送がポジタルホームターミナル
価格相当分	44,000円/台(税込 48,400円/台) (診験両機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 57,000円/台(税込 62,700円/台) (⑥ケーブルブラス STB2 34,700円/台(税込 38,170円/台)
C-CAS カード	C-CAS カード
価格相当分	3,000 円/枚(税込 3,300 円/枚)
ケーブルモデム	ケーブルモデム
価格相当分	25,000円/台(税込 27,500円/台)
外付けハードデ ィスク 価格相当分	外付けハードディスク 11, 420 円/台(税込 12, 562 円)
無線 LAN 機器(Pod)	無線 LAN 機器 (Pod)
価格相当分	18,000 円 (税込 19,800 円)

- 15,000円 (REC 19,800円)
  \* ご注意
  ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOW の有料が送サービス利用料金、NKK 地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。
  ② デジタル放送サービス基本利用料金 (コミュニティ以外)には、チャンネルガイドひまわりの購読料を含みます。
  ③ 加入契約料金、利用料金、工事費は、加入促進の為割り引きすることがあります。